

## 第 7 税務機構に関する調

|     |                    |     |
|-----|--------------------|-----|
| 1   | 定数（令和元年度～令和 5 年度）  | 161 |
| 2   | 事務別税務職員配置数         | 161 |
| 3   | 職名別・級別・年齢別人員調      | 162 |
| 4   | 級別・本県在職年数別人員調      | 163 |
| 5   | 税務機構               | 164 |
| （1） | 現在の機構              | 164 |
| （2） | 機構の変遷              | 164 |
| （3） | 税務機構一覧表            | 167 |
| （4） | 所掌事務               | 169 |
| 6   | 県税事務所の名称、所在地、管轄区域表 | 175 |
|     | 図表 県税事務所管轄区域表      | 176 |



1 定 数

| 年 別                  | 所 属               | 博 多           | 東 福 岡         | 西 福 岡         | 筑 紫           | 北九州東          | 北九州西          | 田 川           | 飯塚・直方         | 久留米           | 大牟田           | 筑 後           | 行 橋           | 計                | 税務課           | 合 計              |
|----------------------|-------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------|---------------|------------------|
| 令和2年<br>3月31日<br>現 在 | 事 務<br>その他<br>合 計 | 79<br>0<br>79 | 66<br>1<br>67 | 70<br>2<br>72 | 44<br>0<br>44 | 62<br>1<br>63 | 60<br>1<br>61 | 17<br>1<br>18 | 58<br>2<br>60 | 77<br>2<br>79 | 15<br>2<br>17 | 15<br>1<br>16 | 16<br>1<br>17 | 579<br>14<br>593 | 76<br>2<br>78 | 655<br>16<br>671 |
| 令和3年<br>3月31日<br>現 在 | 事 務<br>その他<br>合 計 | 83<br>0<br>83 | 65<br>1<br>66 | 70<br>2<br>72 | 44<br>0<br>44 | 61<br>1<br>62 | 60<br>1<br>61 | 17<br>1<br>18 | 58<br>2<br>60 | 77<br>2<br>79 | 15<br>2<br>17 | 15<br>1<br>16 | 16<br>1<br>17 | 581<br>14<br>595 | 72<br>2<br>74 | 653<br>16<br>669 |
| 令和4年<br>3月31日<br>現 在 | 事 務<br>その他<br>合 計 | 83<br>0<br>83 | 65<br>1<br>66 | 70<br>2<br>72 | 44<br>0<br>44 | 61<br>1<br>62 | 60<br>1<br>61 | 17<br>1<br>18 | 58<br>1<br>59 | 77<br>1<br>78 | 15<br>1<br>16 | 15<br>1<br>16 | 16<br>0<br>16 | 581<br>10<br>591 | 72<br>2<br>74 | 653<br>12<br>665 |
| 令和5年<br>3月31日<br>現 在 | 事 務<br>その他<br>合 計 | 82<br>0<br>82 | 65<br>1<br>66 | 70<br>2<br>72 | 44<br>0<br>44 | 61<br>1<br>62 | 60<br>0<br>60 | 17<br>1<br>18 | 58<br>1<br>59 | 77<br>1<br>78 | 15<br>1<br>16 | 15<br>0<br>15 | 16<br>0<br>16 | 580<br>8<br>588  | 72<br>2<br>74 | 652<br>10<br>662 |
| 令和6年<br>3月31日<br>現 在 | 事 務<br>その他<br>合 計 | 82<br>0<br>82 | 65<br>1<br>66 | 70<br>2<br>72 | 44<br>0<br>44 | 61<br>1<br>62 | 60<br>0<br>60 | 17<br>1<br>18 | 58<br>1<br>59 | 77<br>1<br>78 | 15<br>1<br>16 | 15<br>0<br>15 | 16<br>0<br>16 | 580<br>8<br>588  | 67<br>2<br>69 | 647<br>10<br>657 |

2 事務別税務職員配置数

(令和6年3月31日現在)

| 区 分  | 総 務 関 係 |            | 直 税 関 係 |            | 間 税 関 係 |            | 徴 収 関 係 |            | 計   |            |
|------|---------|------------|---------|------------|---------|------------|---------|------------|-----|------------|
|      |         | 会計年度<br>職員 |         | 会計年度<br>職員 |         | 会計年度<br>職員 |         | 会計年度<br>職員 |     | 会計年度<br>職員 |
| 本 庁  | 24      | 0          | 19      | 0          | 12      | 0          | 19      | 1          | 74  | 1          |
| 事務所等 | 108     | 0          | 184     | 14         | 28      | 9          | 284     | 29         | 604 | 52         |
| 合 計  | 132     | 0          | 203     | 14         | 40      | 9          | 303     | 30         | 678 | 53         |

3 職名別・級別・年齢別人員調

(令和6年4月1日現在)

| 区 分     | 副理事 | 課 長<br>(本庁)<br>副課長<br>所 長<br>副所長<br>企画監 | 課長補佐<br>次 長<br>課 長<br>(出先)<br>税務主幹<br>企画主幹<br>主 幹<br>参事補佐 | 係 長<br>副 長<br>企画主査<br>指導主査 | 事務主査 | 主任主事 | 主 事 | 小計  | 労 務 職     |             |    | 合計  |
|---------|-----|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------|------|------|-----|-----|-----------|-------------|----|-----|
|         |     |                                         |                                                           |                            |      |      |     |     | 主任<br>技能員 | 技<br>能<br>員 |    |     |
|         |     |                                         |                                                           |                            |      |      |     |     |           | 5級          | 4級 |     |
| ～25歳    |     |                                         |                                                           |                            |      |      | 84  | 84  |           |             |    | 84  |
| 26歳～30歳 |     |                                         |                                                           |                            |      | 16   | 41  | 57  |           |             |    | 57  |
| 31歳～35歳 |     |                                         |                                                           |                            |      | 47   | 2   | 49  |           |             |    | 49  |
| 36歳～40歳 |     |                                         |                                                           |                            | 7    | 21   |     | 28  |           |             |    | 28  |
| 41歳～45歳 |     |                                         |                                                           | 6                          | 25   | 1    |     | 32  |           |             |    | 32  |
| 46歳～50歳 |     | 1                                       | 8                                                         | 27                         | 40   | 1    |     | 77  | 1         |             |    | 78  |
| 51歳～55歳 |     | 4                                       | 49                                                        | 25                         | 53   | 2    |     | 133 |           |             |    | 133 |
| 56歳～60歳 | 1   | 17                                      | 45                                                        | 40                         | 10   |      |     | 113 | 1         |             |    | 114 |
| 61歳～    | —   | —                                       | —                                                         | 1                          | 83   | 2    |     | 86  |           | 1           |    | 87  |
| 合 計     | 1   | 22                                      | 102                                                       | 99                         | 218  | 90   | 127 | 659 | 2         | 1           | 0  | 662 |

## 4 級別・本県在職年数別人員調

(令和6年4月1日現在)

| 区 分     |    |    |     |    |     |    |     | 労 務 職 |    |           | 合計  |
|---------|----|----|-----|----|-----|----|-----|-------|----|-----------|-----|
|         | 7級 | 6級 | 5級  | 4級 | 3級  | 2級 | 1級  | 5級    | 4級 | 1級～<br>3級 |     |
| 1年未満    |    |    |     |    |     | 3  | 23  |       |    |           | 26  |
| 1年～5年   |    |    |     |    | 6   | 11 | 86  |       |    |           | 103 |
| 6年～10年  |    |    |     | 1  | 2   | 40 | 18  |       |    |           | 61  |
| 11年～15年 |    |    |     |    | 6   | 29 |     |       |    |           | 35  |
| 16年～20年 |    |    |     | 2  | 11  | 4  |     |       |    |           | 17  |
| 21年～25年 |    |    | 1   | 18 | 20  |    |     |       |    |           | 39  |
| 26年～30年 |    | 1  | 22  | 25 | 45  | 1  |     |       |    |           | 94  |
| 31年～35年 |    | 13 | 51  | 31 | 41  |    |     | 2     | 1  |           | 139 |
| 36年～40年 | 1  | 8  | 26  | 21 | 59  |    |     |       |    |           | 115 |
| 41年～45年 |    |    | 2   | 1  | 27  | 2  |     |       |    |           | 32  |
| 46年～    |    |    |     |    | 1   |    |     |       |    |           | 1   |
| 合計      | 1  | 22 | 102 | 99 | 218 | 90 | 127 | 2     | 1  | 0         | 662 |

## 5 税務機構

### (1) 現在の機構

総務部税務課には、管理、企画、直税第一、外形標準課税調査、直税第二、間税、軽油引取税広域調査、指導、電算、収納管理の10係があり、県税の賦課徴収事務の統轄・指導、軽油引取税に係る広域調査及び高額特殊滞納整理を行い、県内には賦課徴収事務を行う8の県税事務所（博多、東福岡、西福岡、筑紫、北九州東、北九州西、飯塚・直方、久留米）と徴収機能に特化した4の県税事務所（田川、大牟田、筑後、行橋）を設置している。

### (2) 機構の変遷

- 昭和22年地方税制度の改正に伴い県財政収入の根幹をなす県税の徴収確保を図るため、同年5月12日総務部に税務課が設置された。同年5月29日に至り県税の賦課・徴収の出先機関として県下市部に福岡・小倉・久留米・大牟田の4財務出張所が、郡部に地方事務所財務課がそれぞれ設置された。
  - 昭和23年5月1日財務出張所の名称を財務事務所に改称し、同年7月1日北九州五市を管轄していた小倉財務事務所を、門司・小倉・戸畑・八幡・若松の5財務事務所に分割し、入場税の地方への委譲、事業税の創設等の地方税制の改正に対処するため税務機構の強化を行った。
  - 昭和24年2月28日税務課に県税に関する指導・啓蒙及び広報活動によって県税の納付及び納入の促進を図るため第三係（昭和24.10.10指導係となる。）を設け、同年10月10日県税に関する犯則事件を取り締まるため査察係を設けて機構の整備を図り、①県税の賦課・徴収に関する事項②財務事務所に関する事項③地方配付税に関する事項④国税附加税の分割及び市町村民税の賦課・徴収の実施・指導に関する事項をその所管事務とした。
  - 昭和25年に至りシャープ税制使節団の勧告に基づく国・地方を通じての税財政制度の根本的改革が行われたが、これに対応するため本県の税務機構を拡充強化することとし、同年6月12日地方事務所から税務機構を独立させ、県下13箇所に財務事務所を設置し、更に県民の利便を図るため7箇所に財務事務所支所を設け、財務事務所処理規程を改正して総務課、直税課及び間税課の3課制とした。福岡・小倉・久留米の3財務事務所には徴収課を設置した。
- なお、本県の法人事業税が県税収入に占める比重は大きく、これが収入如何は直ちに税収を左右するところとなっているので、東京都及びその近県に本店を有する法人に係る事業税の分割事務を促進し、及び税収確保を図るため同年11月1日東京税務出張所を開設した。
- 東京税務出張所は、昭和26年1月11日東京事務所の設置と同時に吸収合併されて東京事務所財務課と改称。同年7月1日に至り大阪府及びその近県に本店を有する法人に係る法人事業税の収入確保を図るため大阪税務出張所を新設した。同年8月7日、県税徴収の完全を期するため従来総務課に属していた徴収係を徴収課とし、税務課に徴収係を設置した。
  - 大阪税務出張所は、昭和27年4月1日大阪事務所の発足と同時に合併されて大阪事務所税務係と改称。同年5月20日税務課に監察係を設置し、税務行政の運営状況の監察及び税務職員の綱紀保持に努めることとなった。
  - 昭和27年12月財務事務所設置条例の一部を改正し、①昭和28年6月1日から従来管轄区域が広汎に過ぎた福岡財務事務所を東・西に二分割し、また郡部の納税者の利便を図る見地から浮羽郡吉井町に久留米財務事

務所吉井支所を設け、②東京都・大阪府及びその近県に本店を有する法人事業税の分割事務の促進並びに分割後の賦課・徴収の強化を図るため東京事務所財務課及び大阪事務所税務係を廃止し、昭和27年12月27日東京・大阪両税務出張所を設置した。

- 税務課において昭和24年以来県民の納税思想の啓蒙・宣伝及び税務広報に関する事務を分掌していた指導係は一応所期の目的を達成したので、昭和28年1月1日以降廃止し、庶務係に統合した。
- さきに設置された東京・大阪両税務出張所はその事務内容及び対外的比重から昭和29年6月1日東京税務事務所及び大阪税務事務所と改称した。同年7月1日税務課の直税係を二分して直税第一係及び直税第二係とし、査察係を廃止し、監察係を指導監察係に改めた。昭和29年6月1日付けで羽犬塚財務を筑後財務に、吉井支所を浮羽支所に改称した。
- 税務課において昭和27年5月以来税務行政の運営状況の監察及び税務職員の綱紀保持に関する事務を分掌していた指導監察係は、県全般に及ぶ機構改革の一環として昭和30年11月16日付けをもって廃止され、その事務の大半は庶務係に吸収統合された。
- 税務課において県税全般に対する企画立案及び調査を行い税務行政の一層の円滑化を図るため昭和33年4月1日付けで企画調査係が新設された。
- 各財務事務所のうち必要と認められる課に昭和36年2月23日付けで係長制度が設けられた。
- 直方財務事務所の所管区域であった中間市・遠賀郡を昭和39年7月1日付けで若松財務事務所の区域に変更し納税者の利便を図った。
- 自動車税の証紙徴収業務の開始に伴い、昭和40年4月1日以降同業務を西福岡財務事務所及び小倉財務事務所で行うこととした。また自動車税の申告書の収集については、従来税務課で取り扱ってきたが、同業務を昭和41年8月1日以降西福岡財務事務所及び小倉財務事務所に移管した。
- 筑後財務事務所の所管区域であった筑邦町を昭和42年2月1日付けで久留米財務事務所の地域に変更し納税者の利便を図った。
- 福岡県陸運事務所が西福岡財務事務所管内から東福岡財務事務所管内へ移転したことに伴い、昭和43年4月1日から自動車税申告書の収集及び自動車税証紙徴収事務を西福岡財務事務所から東福岡財務事務所に移管した。
- 税法改正により昭和43年7月1日から自動車取得税新設により、東福岡財務事務所並びに小倉財務事務所業務を取り扱うこととした。
- 自動車台数の毎年増加により自動車税を集中事務処理するため、昭和43年8月28日から税務課に計算係を設置し自動車税事務の合理化を図った。
- 昭和43年8月28日に円滑な人事管理運営を期するため東福岡・西福岡・小倉・八幡・久留米・大牟田財務事務所に次長制を設置した。
- 昭和45年9月11日東福岡・西福岡財務事務所の収納係を2係制とした。
- 昭和47年9月11日直方・田川・飯塚の筑豊3財務事務所（総合庁舎管理事務所）に次長制を設置した。
- 昭和48年5月1日門司・戸畑・若松・筑後・行橋財務事務所に次長制を設置した。
- 法人数の増加により、法人県民税・事業税を集中事務処理するため、昭和52年4月1日から税務課計算係で業務を取り扱うこととした。
- 福岡県陸運事務所久留米支所が設置されたことに伴い、昭和54年4月1日から久留米財務事務所において、自動車税証紙徴収事務及び自動車取得税賦課徴収

事務を取り扱うこととした。

- 税務署の管轄区域の変更に伴い、昭和57年4月1日付けで、従来東福岡財務事務所の管轄区域であった「福岡市南区のうち那珂川以東に属する地域」を、西福岡財務事務所の管轄区域とした。
- 税務事務の合理化を図るため、昭和57年6月1日付けで、福岡県大阪税務事務所を廃止した。
- 昭和60年4月24日税務課計算係の所掌事務を税務事務の電算処理に関することとし、名称を税務電算係とした。
- 九州運輸局福岡陸運支局筑豊自動車検査登録事務所が設置されたことに伴い、昭和60年10月21日から飯塚財務事務所において、自動車税証紙徴収事務及び自動車取得税賦課徴収事務を取り扱うこととした。
- 社会情勢の変化に伴い、税務行政の効率化を図るため、昭和61年3月31日限りで福岡県東京税務事務所を廃止した。
- 総務部における財務会計の集中化に伴い、昭和63年4月1日から税務課の庶務係を管理係に改めるとともに所掌事務の見直しを行った。
- 税制改正により県民税利子割が創設されたため、昭和63年5月1日から西福岡財務事務所での事務を取り扱うこととした。
- 平成元年4月1日から、社会経済情勢の変化に伴う組織機構の改善の一環として、交通通信手段の発達、収納代理金融機関の拡大等により、戸畑財務事務所を八幡財務事務所に統合するとともに、行政サービスの向上と効率的な執行体制を確立するため、西福岡財務事務所を分割して新たに筑紫財務事務所を設置した。
- 昭和60年11月に策定された県行政改革大綱に基づき、5年がかりで進められてきた全庁的な行政改革の最終年度にあたる平成2年度において、税務行政改革の総仕上げとして、平成2年4月1日からの税務事務におけるトータルオンラインシステムの導入とあわせ組織機構についても、次のとおり抜本的な見直しを行った。

税務課においては、高額特殊滞納整理を担当する滞納整理係の設置とあわせ、従来の7係を再編整備し、平成2年4月5日から管理・企画・課税第一・課税第二・納税・滞納整理・税務電算の7係とした。

財務事務所においては、平成2年4月1日から名称を県税事務所に変更するとともに、平成2年4月5日から従来の総務課、直税課、間税課、徴収課の4課制を課税課及び納税課の原則2課制に改め、あわせて全事務所に係制を導入した。

また、交通通信手段の発達等により、平成2年4月1日から県下8カ所の支所を廃止する一方、住民の利便を考慮して従前の8支所の所在地に県税相談窓口を設置した。

- 平成6年4月5日から、税務電算係を電算第一係と電算第二係の二係制に改編し、税務課内の電算関連業務をこの二係で取り扱うこととした。また、納税係を廃し、徴収指導業務を滞納整理係、収納・徴収管理業務を電算第二係が取り扱うこととした。
- 課税客体的確な捕捉体制の整備を図るため、平成10年4月1日からゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事務を、東福岡・八幡・飯塚・久留米県税事務所に集中化することとした。
- 滞納整理の強化を図るため、平成11年4月19日から、税務課においては、滞納整理係を指導係に改め、県税事務所においては、各係若しくは各担当者ごとに滞納整理の工程に応じた業務を所掌すべく組織を改編し、課の名称を、納税課から収税課に改め、収税課に企画係、収税係、整理係、収納係を設置した。（規模により、収税係、収納係とした。）

また、自動車税の課税事務の一部を税務課に集中化した。

- 特別地方消費税の廃止に伴い、平成12年4月1日付けで、東福岡・西福岡・小倉・八幡・久留米県税事務所における特別地方消費税係を廃止した。

また、税務課においては、税込確保の観点に立ち、対県税事務所との連携強化等を図るため、同日から、課税第一係を主に事業税を所掌する直税第一係と主に不動産取得税及び電算第一係で所掌していた自動車二税を所掌する直税第二係に分割し、課税第二係を間税係に改称し、電算第一係と電算第二係を統合し電算係とした。

- 事務の効率化を図るため、平成14年4月1日から、収納事務のうち、各県税事務所において個別的に処理されている事務の一部を税務課に集中化し、収納管理係を設置した。
- 平成17年4月1日から、効率的な税務事務の執行と県民サービスを均等に提供するため、14県税事務所体制を12県税事務所体制とする再編を行った。

〈 課税と徴収機能を有する事務所 〉

- |             |            |
|-------------|------------|
| ・博多県税事務所    | ・東福岡県税事務所  |
| ・西福岡県税事務所   | ・筑紫県税事務所   |
| ・北九州東県税事務所  | ・北九州西県税事務所 |
| ・飯塚・直方県税事務所 | ・久留米県税事務所  |

〈 徴収機能に特化した事務所 〉

- |          |           |
|----------|-----------|
| ・田川県税事務所 | ・大牟田県税事務所 |
| ・筑後県税事務所 | ・行橋県税事務所  |

- (1) 軽油引取税の広域事案に対応するため、税務課に軽油引取税広域調査係を設置した。
- (2) 平成17年度より導入する産業廃棄物税について、博多県税事務所での事務を取り扱うこととした。
- (3) 分割支店法人に係る法人二税の事務を博多県税事務所に集中化することとした。
- (4) 東福岡県税事務所において所掌している軽油引取税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び県たばこ税に係る事務を博多県税事務所の所掌事務とした。

- 平成19年4月19日から、外形標準課税の適正な課税調査に対応するため、税務課直税第一係に集中調査要員を確保した。また、所得税から住民税の税源移譲に的確に対応するため、税務課指導係内に地方税収対策本部・特別機動班を設置した。

- 平成21年4月1日から、個人住民税徴収対策強化のため、4県税事務所（東福岡、北九州東、飯塚・直方、久留米）に地方税収対策本部（福岡、北九州、筑豊、筑後）地区特別班を設置した。

- 平成22年4月1日から、県外高額滞納案件に対応するため、税務課指導係内に特命徴収班を設置した。

- 平成23年5月1日から、地方税収対策本部の特別機動班を特別徴税班として再構築を行った。

- 平成24年4月1日から、県外だけでなく県内の高額滞納事案に対応するため、特命徴収班を特命事案対策チームへ、また、政令市の搜索強化のため、特別徴税班を個人住民税徴収機動班へ体制の整備を行った。

- 平成25年4月1日から、専門的な知識やノウハウの蓄積を図り、より効率的に精緻な調査を行うため、税務課内に外形標準課税調査係を設置した。

また、個人住民税徴収対策強化のため、博多県税事務所に地方税収対策本部博多特別対策班を設置した。

- 平成26年4月1日から、個人住民税徴収対策強化のため、筑紫県税事務所に地方税収対策本部筑紫地区特別対策班を新たに設置した。

- 特命事案対策チームは、高額滞納案件の減少と時限措置により、平成29年3月31日付けで廃止とした。

- 利用者の減少に伴い、平成31年3月31日付けで浮羽・三潴地区県税相談窓口を廃止した。

- 博多県税事務所の地方税収対策本部博多特別対策班においては、政令市へ税源移譲により、政令市の直接徴収の引受件数及び引受金額の減少が見込まれ



るため、税務課（徴収機動班）に業務を集約し、平成31年4月23日付けで廃止とした。

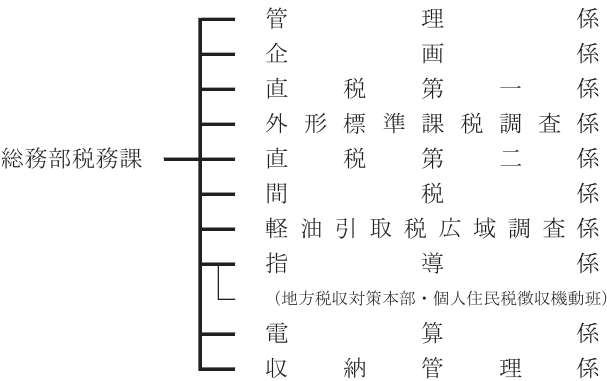
- 令和2年度から導入する宿泊税について、博多県税事務所でその事務を取り扱うこととし、宿泊税係を設置した。
- 利用者の減少に伴い、令和2年9月30日付けで糸島地区県税相談窓口及び築上地区県税相談窓口を廃止し、令和2年10月1日から糸島地区県税出張窓口及び築上地区県税出張窓口を設置した。
- 令和4年3月に策定された県行政改革大綱に基づき、令和6年4月1日から、滞納件数の減少等の環境の変化に対応し、効率的な税務事務の執行のため、次の見直しを行った。
  - ・ 東福岡及び西福岡県税事務所の収税課について、三課体制から二課体制へ集約。
  - ・ 4県税事務所（田川、大牟田、筑後、行橋）において課制を廃止。



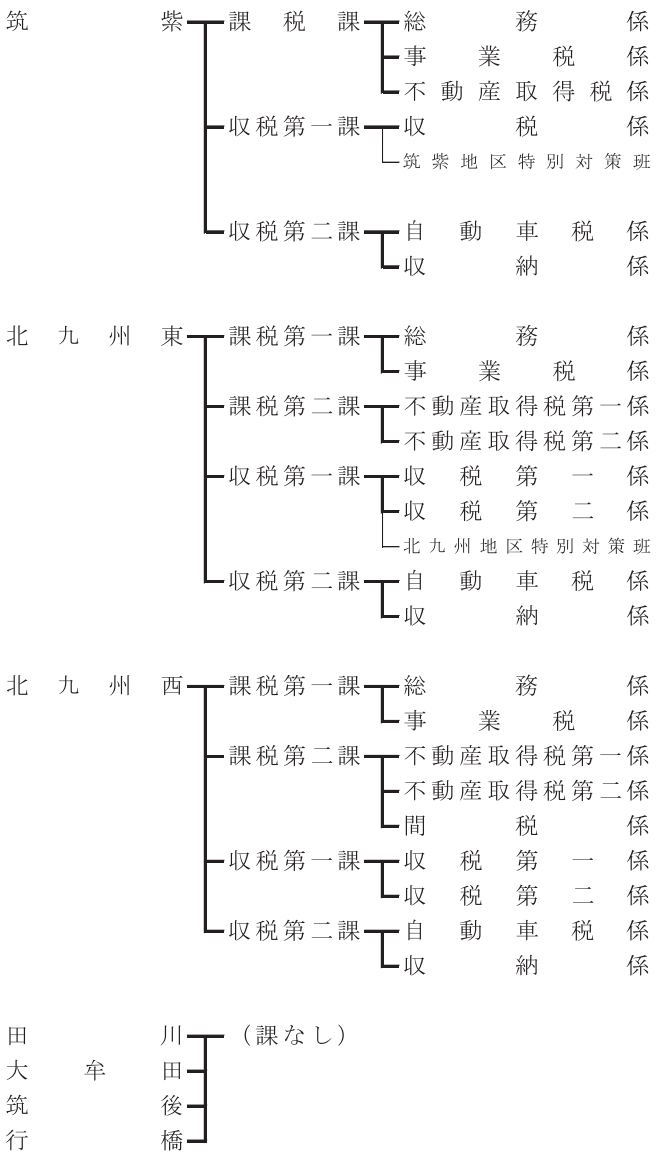
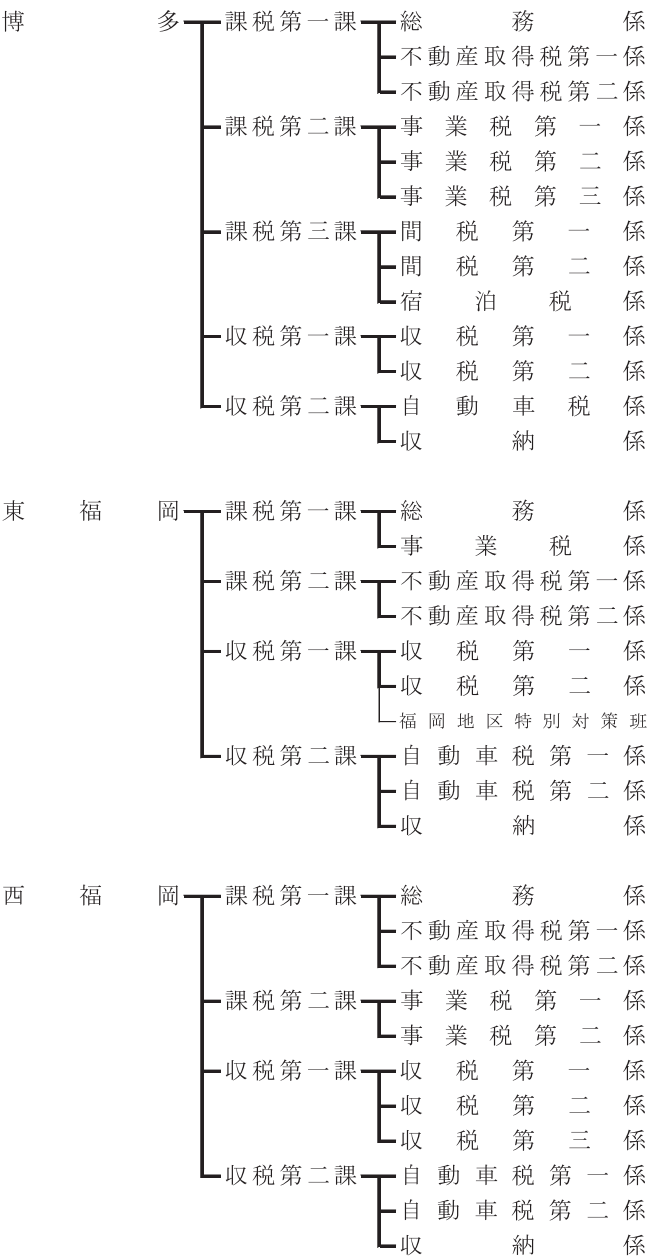
(3) 税務機構一覧表

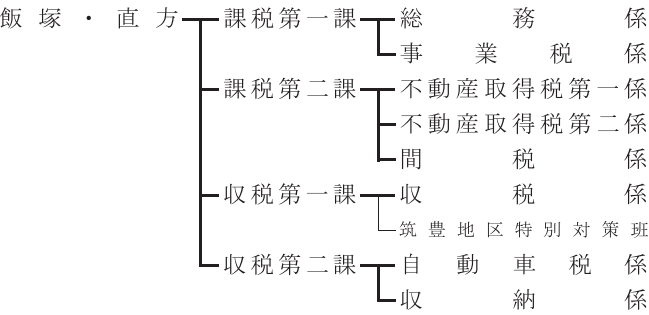
(令和6年4月1日現在)

主 管 課



出先機関（県税事務所）





## (4) 所 掌 事 務

(令和6年4月1日現在)

### 税務課

#### 管 理 係

- ・ 税理士法の規定に基づく税理士の登録申請に係る通知に関すること。
- ・ 庶務に関すること。
- ・ 県税事務所に關すること。
- ・ 財務会計に関すること。

#### 企 画 係

- ・ 地方揮発油譲与税に関すること。
- ・ 国有資産等所在都道府県交付金に関すること。
- ・ 石油ガス譲与税に関すること。
- ・ 自動車重量譲与税に関すること。
- ・ 航空機燃料譲与税に関すること。
- ・ 森林環境譲与税に関すること。
- ・ 特別法人事業譲与税に関すること。
- ・ 県税収入の予算に関すること。
- ・ 税務行政の総合企画、調査及び調整に関すること。
- ・ 税務広報に関すること。
- ・ 税務争訟に関すること。
- ・ 税務研修に関すること。

#### 直税第一係

- ・ 県民税及び事業税の賦課及び犯則取締りに関すること。

#### 外形標準課税調査係

- ・ 外形標準課税調査に関すること。

#### 直税第二係

- ・ 不動産取得税、自動車税（環境性能割・種別割）、鉦区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯則取締りに関すること。

#### 間 税 係

- ・ 地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税（軽油引取税広域調査係において所掌するものを除く。）、産業廃棄物税及び宿泊税の賦課及び犯則取締りに関すること。

#### 軽油引取税広域調査係

- ・ 軽油引取税の犯則取締り（県内に事務所等を有しない特別徴収義務者に係る調査及び広域的かつ緊急に処理を要する調査）に関すること。

#### 指 導 係

- ・ 納税貯蓄組合に関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分並びに犯則取締りに関すること。
- ・ 特殊滞納整理に関すること。
- ・ 個人住民税に関すること。

#### 電 算 係

- ・ 税務事務の電算処理システムの維持管理及び運用に関すること。

#### 収納管理係

- ・ 県税の収納に関すること。
- ・ 督促状の発付並びに収納決算及び統計に関すること。

## 博多県税事務所

### 課税第一課

#### イ 総務係

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- ・ 庶務に関すること。
- ・ 財務会計に関すること。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関すること。

#### ロ 不動産所得税第一係

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 鉦区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯則取締りに関すること。

#### ハ 不動産取得税第二係

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関すること（不動産取得税第一係において所掌するものを除く。）。

### 課税第二課

#### イ 事業税第一係

- ・ 個人事業税、法人県民税及び法人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
- ・ 個人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

#### ロ 事業税第二係

- ・ 個人事業税の賦課及び犯則取締りに関すること（事業税第一係において所掌するものを除く。）。
- ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものに限る。）の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

#### ハ 事業税第三係

- ・ 個人事業税の賦課及び犯則取締りに関すること（事業税第一係及び事業税第二係において所掌するものを除く。）。
- ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものに限る。）の賦課及び犯則取締りに関すること（事業税第二係において所掌するものを除く。）。

### 課税第三課

#### イ 間税第一係

- ・ 県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
- ・ 県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定するものに関すること。
- ・ 産業廃棄物税の賦課及び犯則取締りに関すること（間税第二係において所掌するものを除く。）。

#### ロ 間税第二係

- ・ 産業廃棄物税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
- ・ 産業廃棄物税の賦課及び犯則取締りに関すること。

事務であって所長の指定するものに関すること。

- ・ 県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課及び犯則取締りに関すること（間税第一係において所掌するものを除く。）。

#### ハ 宿泊税係

- ・ 宿泊税の賦課及び犯則取締りに関すること。

### 収税第一課

#### イ 収税第一係

- ・ 滞納整理の企画に関すること。
- ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 徴収の嘱託に関すること。
- ・ 納税貯蓄組合に関すること。

#### ロ 収税第二係

- ・ 特殊滞納整理に関すること（収税第一係において所掌するものを除く。）。
- ・ 徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するものを除く。）であって滞納処分後のものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分に関すること（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第一係及び収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）。

### 収税第二課

#### イ 自動車税係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 滞納報告後1年以内の自動車税の種別割（当該自動車税の種別割以外に滞納がないものに限る。）の徴収及び滞納処分に関すること。

#### ロ 収納係

- ・ 収納、督促状の発付及び納税証明書の交付並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。

## 東福岡県税事務所

### 課税第一課

#### イ 総務係

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- ・ 庶務に関すること。
- ・ 財務会計に関すること。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関すること。

#### ロ 事業税係

- ・ 個人県民税（県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割を除く。）及び個人事業税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関すること。

### 課税第二課

#### イ 不動産取得税第一係

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 鉾区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯則取締りに関すること。

#### ロ 不動産取得税第二係

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関すること（不動産取得税第一係において所掌するものを除く。）。

### 収税第一課

#### イ 収税第一係

- ・ 滞納整理の企画に関すること。
- ・ 特殊滞納整理に関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 徴収の嘱託に関すること。
- ・ 納税貯蓄組合に関すること。

#### ロ 収税第二係

- ・ 徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するものを除く。）であって滞納処分後のものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分に関すること（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第一係、収税第二課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）。

#### ハ 福岡地区特別対策班

- ・ 個人住民税に関すること。

### 収税第二課

#### イ 自動車税第一係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する登録番号に係るものに関すること。
- ・ 自動車税の環境性能割及び滞納報告後1年以内の自動車税の種別割（当該自動車税の種別割以外に滞納がないものに限る。）の徴収及び滞納処分に関する事務であって所長の指定する登録番号に係るものに関すること。

#### ロ 自動車税第二係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関すること（自動車税第一係において所掌するものを除く。）。
- ・ 自動車税の環境性能割及び滞納報告後1年以内の自動車税の種別割（当該自動車税の種別割以外に滞納がないものに限る。）の徴収及び滞納処分に関すること（自動車税第一係において所掌するものを除く。）。

#### ハ 収納係

- ・ 収納、督促状の発付及び納税証明書の交付並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。

## 西福岡県税事務所

### 課税第一課

#### イ 総務係

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- ・ 庶務に関すること。
- ・ 財務会計に関すること。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関すること。

#### ロ 不動産取得税第一係

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

関すること。

- ・ 鉦区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ハ 不動産取得税第二係
  - ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関すること（不動産取得税第一係において所掌するものを除く。）。

#### 課税第二課

- イ 事業税第一係
  - ・ 個人事業税、法人県民税及び法人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
  - ・ 個人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
  - ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ロ 事業税第二係
  - ・ 個人事業税の賦課及び犯則取締りに関すること（事業税第一係において所掌するものを除く。）。
  - ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関すること（事業税第一係において所掌するものを除く。）。
  - ・ 個人県民税の賦課及び犯則取締りに関すること。

#### 収税第一課

- イ 収税第一係
  - ・ 滞納整理の企画に関すること。
  - ・ 特殊滞納整理に関すること。
  - ・ 徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
  - ・ 徴収の嘱託に関すること。
  - ・ 納税貯蓄組合に関すること。
- ロ 収税第二係
  - ・ 徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するものを除く。）であって滞納処分後のものに関すること。
  - ・ 徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ハ 収税第三係
  - ・ 徴収及び滞納処分に関すること（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第一係、収税第二係、収税第二課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）。

#### 収税第二課

- イ 自動車税第一係
  - ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
  - ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する登録番号に係るものに関すること。
  - ・ 滞納報告後1年以内の自動車税の種別割（当該自動車税の種別割以外に滞納がないものに限る。）の徴収及び滞納処分に関する事務であつ

て所長の指定する登録番号に係るものに関すること。

- ロ 自動車税第二係
  - ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関すること（自動車税第一係において所掌するものを除く。）。
  - ・ 滞納報告後1年以内の自動車税の種別割（当該自動車税の種別割以外に滞納がないものに限る。）の徴収及び滞納処分に関すること（自動車税第一係において所掌するものを除く。）。
- ハ 収納係
  - ・ 収納、督促状の発付及び納税証明書の交付並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。

### 筑紫県税事務所

#### 課 税 課

- イ 総務係
  - ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
  - ・ 庶務に関すること。
  - ・ 財務会計に関すること。
  - ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関すること。
- ロ 事業税係
  - ・ 個人県民税（県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割を除く。）及び個人事業税の賦課及び犯則取締りに関すること。
  - ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ハ 不動産取得税係
  - ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関すること。
  - ・ 鉦区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯則取締りに関すること。

#### 収税第一課

- イ 収税係
  - ・ 滞納整理の企画に関すること。
  - ・ 特殊滞納整理に関すること。
  - ・ 徴収及び滞納処分に関すること（特殊滞納整理に関するもの及び収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）。
  - ・ 徴収の嘱託に関すること。
  - ・ 納税貯蓄組合に関すること。
- ロ 筑紫地区特別対策班
  - ・ 個人住民税に関すること。

#### 収税第二課

- イ 自動車税係
  - ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関すること。
  - ・ 滞納報告後1年以内の自動車税の種別割（当該自動車税の種別割以外に滞納がないものに限る。）の徴収及び滞納処分に関すること。
- ロ 収納係
  - ・ 収納、督促状の発付及び納税証明書の交付並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。

### 北九州東県税事務所

#### 課税第一課

- イ 総務係
  - ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
  - ・ 庶務に関すること。
  - ・ 財務会計に関すること。



- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関する  
こと。
- ロ 事業税係
  - ・ 個人県民税（県民税利子割、県民税配当割及  
び県民税株式等譲渡所得割を除く。）及び個人  
事業税の賦課及び犯則取締りに関すること。
  - ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に  
係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関  
すること。

#### 課税第二課

- イ 不動産取得税第一係
  - ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する  
事務の総括に関すること。
  - ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する  
事務であって所長の指定する区域に係るもの  
に関すること。
  - ・ 鉦区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯  
則取締りに関すること。
- ロ 不動産取得税第二係
  - ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する  
こと（不動産取得税第一係において所掌する  
ものを除く。）。

#### 収税第一課

- イ 収税第一係
  - ・ 滞納整理の企画に関すること。
  - ・ 特殊滞納整理に関すること。
  - ・ 徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整  
理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収  
税第二課自動車税係において所掌するものを除  
く。）であって所長の指定する区域に係るもの  
に関すること。
  - ・ 徴収の嘱託に関すること。
  - ・ 納税貯蓄組合に関すること。
- ロ 収税第二係
  - ・ 徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整  
理に関するものを除く。）であって滞納処分後  
のものに関すること。
  - ・ 徴収及び滞納処分に関すること（特殊滞納整  
理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収  
税第一係及び収税第二課自動車税係において所  
掌するものを除く。）。
- ハ 北九州地区特別対策班
  - ・ 個人住民税に関すること。

#### 収税第二課

- イ 自動車税係
  - ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関すること。
  - ・ 自動車税の環境性能割及び滞納報告後1年以  
内の自動車税の種別割（当該自動車税の種別割  
以外に滞納がないものに限る。）の徴収及び滞  
納処分に関すること。
- ロ 収納係
  - ・ 収納、督促状の発付及び納税証明書の交付並  
びに過誤納金の還付及び充当に関すること。

### 北九州西県税事務所

#### 課税第一課

- イ 総務係
  - ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
  - ・ 庶務に関すること。
  - ・ 財務会計に関すること。
  - ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関する  
こと。

- ロ 事業税係
  - ・ 個人県民税（県民税利子割、県民税配当割及  
び県民税株式等譲渡所得割を除く。）及び個人  
事業税の賦課及び犯則取締りに関すること。
  - ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に  
係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関  
すること。

#### 課税第二課

- イ 不動産取得税第一係
  - ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する  
事務の総括に関すること。
  - ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する  
事務であって所長の指定する区域に係るもの  
に関すること。
  - ・ 鉦区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯  
則取締りに関すること。
- ロ 不動産取得税第二係
  - ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する  
こと（不動産取得税第一係において所掌する  
ものを除く。）。
- ハ 間税係
  - ・ ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課及び犯  
則取締りに関すること。

#### 収税第一課

- イ 収税第一係
  - ・ 滞納整理の企画に関すること。
  - ・ 特殊滞納整理に関すること。
  - ・ 徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整  
理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収  
税第二課自動車税係において所掌するものを除  
く。）であって所長の指定する区域に係るもの  
に関すること。
  - ・ 徴収の嘱託に関すること。
  - ・ 納税貯蓄組合に関すること。
- ロ 収税第二係
  - ・ 徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整  
理に関するものを除く。）であって滞納処分後  
のものに関すること。
  - ・ 徴収及び滞納処分に関すること（特殊滞納整  
理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収  
税第一係及び収税第二課自動車税係において所  
掌するものを除く。）。

#### 収税第二課

- イ 自動車税係
  - ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関すること。
  - ・ 滞納報告後1年以内の自動車税の種別割（当  
該自動車税の種別割以外に滞納がないものに限  
る。）の徴収及び滞納処分に関すること。
- ロ 収納係
  - ・ 収納、督促状の発付及び納税証明書の交付並  
びに過誤納金の還付及び充当に関すること。

### 田川県税事務所（大牟田、筑後、行橋に同じ）

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- ・ 庶務に関すること。
- ・ 財務会計に関すること。
- ・ 申告書及び申請書の受付に関すること。
- ・ 収納、督促状兼引受書の発付及び納税証明書  
の交付に関すること。
- ・ 滞納整理の企画に関すること。
- ・ 特殊滞納整理に関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するも  
のを除く。）に関すること。

- ・ 徴収の嘱託に関すること。
- ・ 納税貯蓄組合に関すること。

## 飯塚・直方県税事務所

### 課税第一課

#### イ 総務係

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- ・ 庶務に関すること。
- ・ 財務会計に関すること。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関すること。

#### ロ 事業税係

- ・ 個人県民税（県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割を除く。）及び個人事業税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関すること。

### 課税第二課

#### イ 不動産取得税第一係

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 鉦区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯則取締りに関すること。

#### ロ 不動産取得税第二係

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関すること（不動産取得税第一係において所掌するものを除く。）。

#### ハ 間税係

- ・ ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課及び犯則取締りに関すること。

### 収税第一課

#### イ 収税係

- ・ 滞納整理の企画に関すること。
- ・ 特殊滞納整理に関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分に関すること（特殊滞納整理に関するもの及び収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）。
- ・ 徴収の嘱託に関すること。
- ・ 納税貯蓄組合に関すること。

#### ロ 筑豊地区特別対策班

- ・ 個人住民税に関すること。

### 収税第二課

#### イ 自動車税係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 自動車税の環境性能割及び滞納報告後1年以内の自動車税の種別割（当該自動車税の種別割以外に滞納がないものに限る。）の徴収及び滞納処分に関すること。

#### ロ 収納係

- ・ 収納、督促状の発付及び納税証明書の交付並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。

## 久留米県税事務所

### 課税第一課

#### イ 総務係

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- ・ 庶務に関すること。

- ・ 財務会計に関すること。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関すること。

#### ロ 事業税係

- ・ 個人県民税（県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割を除く。）及び個人事業税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関すること。

### 課税第二課

#### イ 不動産取得税第一係

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

#### ロ 不動産取得税第二係

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

#### ハ 不動産取得税第三係

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関すること（不動産取得税第一係及び不動産取得税第二係において所掌するものを除く。）。
- ・ 鉦区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯則取締りに関すること。

#### 二 間税係

- ・ ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課及び犯則取締りに関すること。

### 収税第一課

#### イ 収税第一係

- ・ 滞納整理の企画に関すること。
- ・ 特殊滞納整理に関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 徴収の嘱託に関すること。
- ・ 納税貯蓄組合に関すること。

#### ロ 収税第二係

- ・ 徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するものを除く。）であって滞納処分後のものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分に関すること（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第一係、収税第二課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）。

#### ハ 筑後地区特別対策班

- ・ 個人住民税に関すること。

### 収税第二課

#### イ 自動車税第一係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する登録番号に係るものに関すること。
- ・ 自動車税の環境性能割及び滞納報告後1年以内の自動車税の種別割（当該自動車税の種別割以外に滞納がないものに限る。）の徴収及び滞納処分に関する事務であって所長の指定する登録番号に係るものに関すること。

#### ロ 自動車税第二係



- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関すること（自動車税第一係において所掌するものを除く。）。
  - ・ 自動車税の環境性能割及び滞納報告後1年以内の自動車税の種別割（当該自動車税の種別割以外に滞納がないものに限る。）の徴収及び滞納処分に関すること（自動車税第一係において所掌するものを除く。）。
- ハ 収納係
- ・ 収納、督促状の発付及び納税証明書の交付並びに過誤納金の還付及び充當に関すること。

6 県税事務所の名称、所在地、管轄区域表

(令和6年4月1日現在)  
(根拠法令) 福岡県県税事務所設置条例

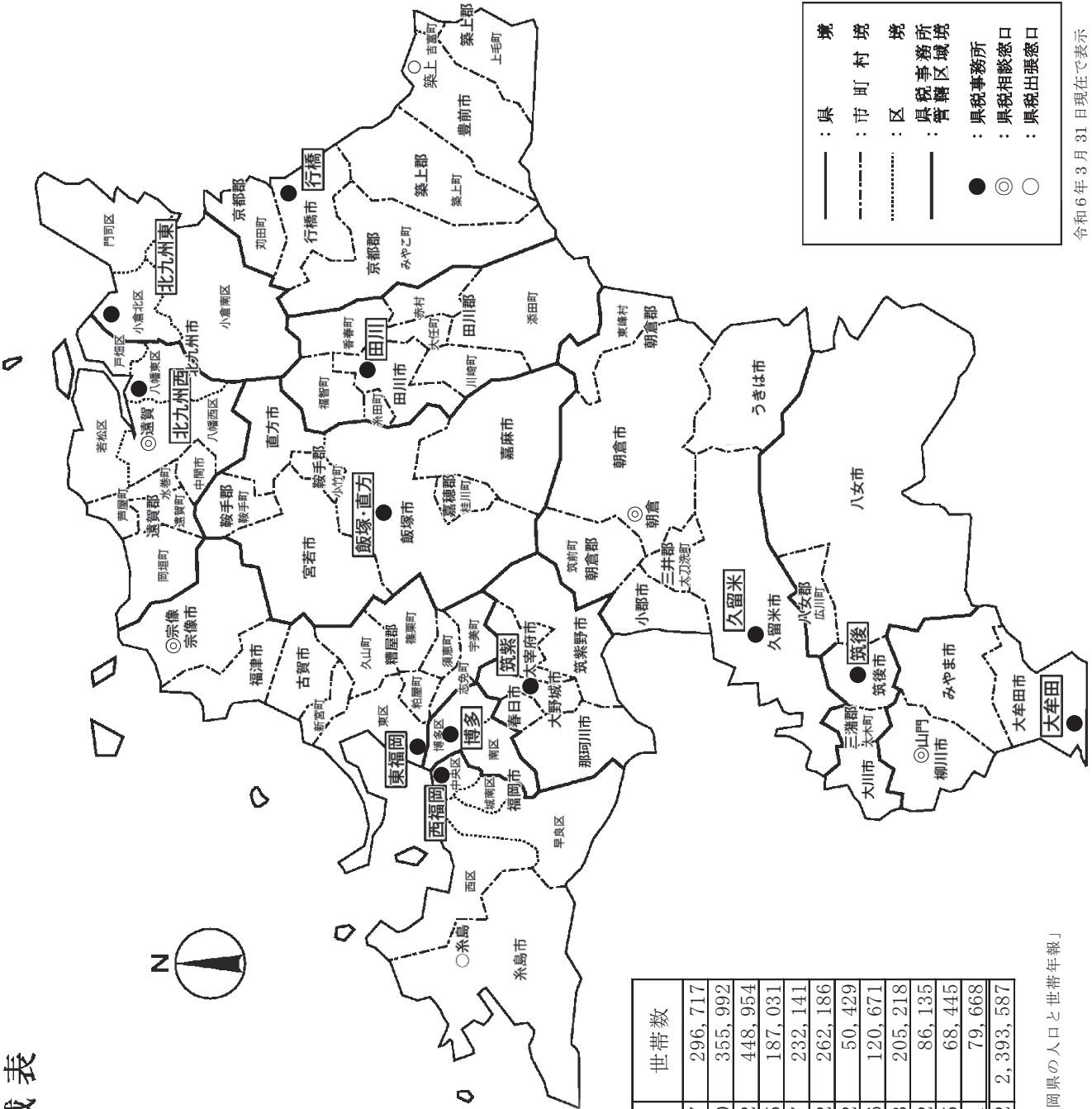
(税務課・県税事務所)

| 名称         | 〒        | 所在地                                  | 管轄区域                                                   | 電話番号            |
|------------|----------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------|
| 博多県税事務所    | 812-8542 | 福岡市博多区博多駅東1-17-1<br>(コネクトスクエア博多2・3階) | 福岡市博多区・南区                                              | 092-260-6001(代) |
| 東福岡県税事務所   | 812-8543 | 福岡市東区箱崎1-18-1<br>(福岡県粕屋総合庁舎内)        | 福岡市東区、宗像市、古賀市、<br>福津市、糟屋郡                              | 092-641-0201(代) |
| 西福岡県税事務所   | 810-8515 | 福岡市中央区赤坂1-8-8<br>(福岡県福岡西総合庁舎内)       | 福岡市中央区・西区・城南区・<br>早良区、糸島市                              | 092-735-6141(代) |
| 筑紫県税事務所    | 816-8558 | 大野城市白木原3-5-25<br>(福岡県筑紫総合庁舎内)        | 筑紫野市、春日市、大野城市、<br>太宰府市、那珂川市                            | 092-513-5573(代) |
| 北九州東県税事務所  | 803-8512 | 北九州市小倉北区城内7-8<br>(福岡県小倉総合庁舎内)        | 北九州市門司区・小倉北区・<br>小倉南区                                  | 093-592-3511(代) |
| 北九州西県税事務所  | 805-0062 | 北九州市八幡東区平野2-13-2                     | 北九州市若松区・戸畑区・<br>八幡東区・八幡西区、中間市、<br>遠賀郡                  | 093-662-9310(代) |
| 田川県税事務所    | 825-0002 | 田川市大字伊田3292-2<br>(福岡県田川総合庁舎内)        | 田川市、田川郡<br>ただし、課税については、飯塚・直方<br>県税事務所が所管               | 0947-42-9302(代) |
| 飯塚・直方県税事務所 | 820-0004 | 飯塚市新立岩8-1<br>(福岡県飯塚総合庁舎内)            | 直方市、飯塚市、宮若市、<br>嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡                            | 0948-21-4902(代) |
| 久留米県税事務所   | 839-0861 | 久留米市合川町1642-1<br>(福岡県久留米総合庁舎内)       | 久留米市、小郡市、うきは市、<br>朝倉市、朝倉郡、三井郡                          | 0942-30-1012(代) |
| 大牟田県税事務所   | 836-0034 | 大牟田市小浜町24-1<br>(福岡県大牟田総合庁舎内)         | 大牟田市、柳川市、みやま市<br>ただし、課税については、久留米県税<br>事務所が所管           | 0944-41-5122(代) |
| 筑後県税事務所    | 833-0041 | 筑後市大字和泉423<br>(南筑後教育事務所庁舎内)          | 八女市、筑後市、大川市、<br>八女郡、三潴郡<br>ただし、課税については、久留米県税<br>事務所が所管 | 0942-52-5131(代) |
| 行橋県税事務所    | 824-0005 | 行橋市中央1-2-1<br>(福岡県行橋総合庁舎内)           | 行橋市、豊前市、京都郡、<br>築上郡<br>ただし、課税については、北九州東<br>県税事務所が所管    | 0930-23-2216(代) |
| 総務部税務課     | 812-8577 | 福岡市博多区東公園7-7                         |                                                        | 092-651-1111(代) |

(県税相談窓口)

| 名称   | 〒        | 所在地                              | 管轄区域                                  | 電話番号         |
|------|----------|----------------------------------|---------------------------------------|--------------|
| 宗像地区 | 811-3436 | 宗像市東郷2-1-16                      | 福岡市東区、宗像市、古賀市、<br>福津市、糟屋郡             | 0940-36-2107 |
| 遠賀地区 | 807-0831 | 北九州市八幡西区則松3-7-1<br>(福岡県八幡総合庁舎1階) | 北九州市若松区・戸畑区・<br>八幡東区・八幡西区、<br>中間市、遠賀郡 | 093-601-2888 |
| 朝倉地区 | 838-0068 | 朝倉市甘木2014-1<br>(福岡県朝倉総合庁舎1階)     | 久留米市、小郡市、うきは市、<br>朝倉市、朝倉郡、三井郡         | 0946-22-2037 |
| 山門地区 | 832-0823 | 柳川市三橋町今古賀8-1<br>(福岡県柳川総合庁舎1階)    | 大牟田市、柳川市、みやま市                         | 0944-72-7101 |

【図表】  
県税事務所管轄区域表



| 県税事務所名 | 面積<br>(k㎡) | 人口        | 世帯数       |
|--------|------------|-----------|-----------|
| 博多     | 62.60      | 527,627   | 296,717   |
| 東福岡    | 448.87     | 790,470   | 355,992   |
| 西福岡    | 427.09     | 882,832   | 448,954   |
| 筑紫     | 233.32     | 440,905   | 187,031   |
| 北九州東   | 284.40     | 474,867   | 232,141   |
| 北九州西   | 317.44     | 570,202   | 262,186   |
| 田川     | 363.73     | 112,342   | 50,429    |
| 飯塚・直方  | 620.84     | 271,526   | 120,671   |
| 久留米    | 781.55     | 482,723   | 205,218   |
| 大牟田    | 263.81     | 202,082   | 86,135    |
| 筑後     | 614.22     | 171,625   | 68,445    |
| 行橋     | 569.77     | 179,711   | 79,668    |
| 合計     | 4,987.64   | 5,106,912 | 2,393,587 |

(備考) 面積及び人口は、県調査統計課「令和5年福岡県の人口と世帯年報」  
(令和5年10月1日現在) による。